

法務相談体制の活用について

おにざわ法律事務所
弁護士 鬼澤秀昌



独立行政法人教職員支援機構

目次

1～5 法務相談体制について

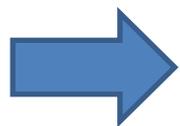
6～8 共通理解を図っておくべき事項

9 感覚のズレの要因

10～12 具体例

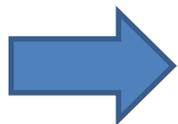
1 法務相談体制について～教育現場における課題

首長部局の顧問弁護士は必ずしも教育問題に
明るくないため、学校トラブルは初期対応が
肝心なのにタイムラグが生じてしまう



専門性

支援要請があったときにはすでに重篤な事案
に発展しているものが多く、早い段階で弁護
士に相談できることが重要

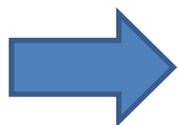


早期対応

※「教育行政に係る法務相談体制の充実について(事務連絡)」令和2年1月24日
(以下「事務連絡」といいます)

2 法務相談体制について～普通交付税措置

域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費



令和2年度より、普通交付税措置



※標準的な規模の都道府県で130万円を積算。（指定都市についても都道府県に準じて措置）

※分野も限定せず

3 法務相談体制について～文科省の参考資料

教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き ～学校・教育委員会と弁護士のパートナーシップ～

※以下「手引き」といいます。

4 法務相談体制について～役割と効果

【役割】

事案が訴訟等に発展してしまう前に、初期対応の段階から、予防的に弁護士等に関わってもらふこと

【効果】

- 速やかな問題解決
- 教職員の負担軽減

5 法務相談体制について～目標

子供にとって最適な教育環境を守り続けることで、
子供の最善の利益を実現する

※手引きp1

6 共通理解を図っておくべき事項～概要

- 第二版で追記（手引きp1～2）
- 教育委員会における主体的な判断の重要性
- 留意点
 - ①教育機関である学校の特徴等を踏まえた対応
 - ②教育の特性に関する理解

7 共通理解を図っておくべき事項～その①

① 教育機関である学校の特徴等を踏まえた対応

子供には教育を受ける権利が保障されており、学校は当該権利を保障するための教育機関であることから、**学校や教育委員会が子供・保護者と関係を断つことは原則としてできません。**したがって、学校や教育委員会と子供・保護者との関係は**継続的なものであることに留意する必要があります。**

こうした関係の継続性に鑑みれば、問題の解決にあたっても時間的な広がりを持った視点で対応する必要があります。すなわち、**短期的な視点で子供・保護者とのコミュニケーションを絶ってしまったり、むやみに対立したりすることは適切ではありません。**また、問題の解決にあたっては、実際に問題となっている具体的な行為のみに着目するのではなく、**当該行為に至った経緯や当該子供・保護者と学校・教育委員会との関係性等の背景事情を確認した上で対応を検討することが必要です。**

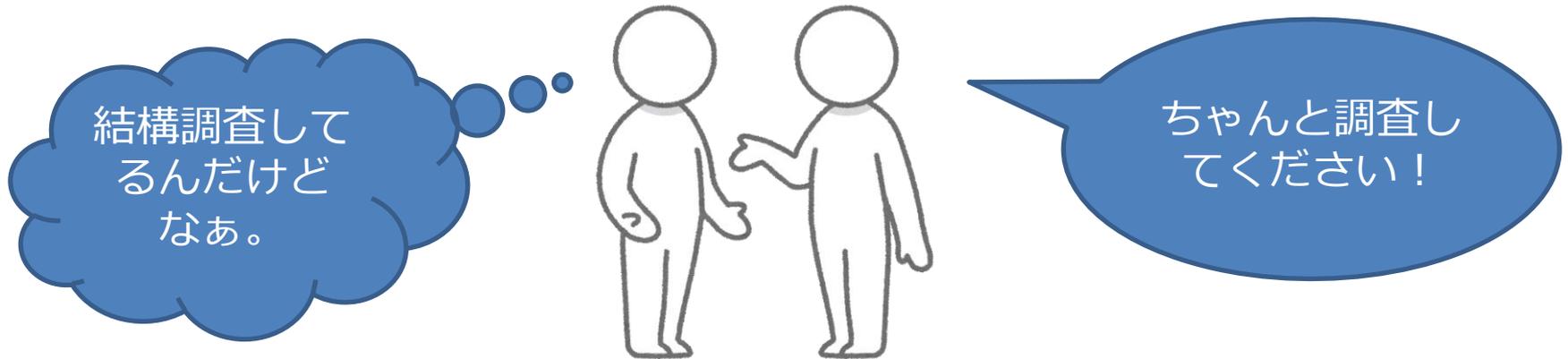
8 共通理解を図っておくべき事項～その②

② 教育の特性に関する理解

教育は、教職員の職務の特殊性も含め、多くの特性を有しています。特に学校教育においては、成長過程にある子供に対し、時機を捉え、かつ、将来的な視点を踏まえた対応をする必要があります。

そのためには、法的な観点に加え、子供の全人的な発達・成長を保障するため、子供本人の発達特性や家庭の経済的・社会的環境等に配慮した対応を行う、問題の解決にあたって子供の意見をよく聴く機会を持つ等、教育的・福祉的な視点を踏まえた検討が必要になります。

9 感覚のズレの要因



教育的思考の傾向：

- ✓ 過去の事実の確定より今後の対応を重視
- ✓ 責任追及（犯人捜し）ではなく、背後の課題を解決

法的思考の傾向：

- ✓ 過去の事実の確定を重視
- ✓ 証拠から推認した事実に基づき法的効果の発生の有無を検討

10 具体例～事例

中学1年生のA君は、6月頃、同じクラスのX君に対し「お前みたいなバカは見たことがない」などと言った。さらに、7月にはB君も一緒にX君に向かって同じことを言い始めるとともに、A君、B君は、ふざけてX君の肩を強くたたくなどした。ただし、X君も「お前らの方がバカだろ。」等と言いながら、A君やB君の体を押し返したりもしていた。

夏休みが明けた9月、X君は、学校を始業式から2日間程休んだ。X君は、保護者に対しA君・B君からのいじめがあることを話した。事情を聞いた保護者は担任に対して「暴言・暴力によるいじめがあった。A君やB君がいる限り、学校には出席させられない。」と強く申し入れた。

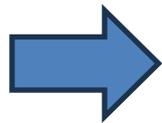
10 具体例～事例

担任は、すぐにいじめ対策委員会に報告するとともに、A君、B君に事実を確認したところ、前述の事実を認めましたが、肩に触れることはあっても痛いような叩き方はしていないとのことだった。

いじめ対策委員会では、X君が安心して学校に登校できるようにする環境を整えること、また、A君やB君に対して指導が必要であることも確認した。ただし、X君の保護者が求めるようにA君、B君を休ませることが妥当なのか悩んでしまった。

11 具体例～弁護士への相談事項（例）

- **事実確認について**
 - ✓ 事実確認の方法について
- **指導の在り方**
 - ✓ A君、B君の行為の背景（経緯）の確認
 - ✓ クラスの状況
- **（A君・B君、X君の）保護者とのコミュニケーション**
 - ✓ 伝え方について



議論の過程の重要性（議論を尽くしたことが学校にとっても対応の自信になる）

- ① **多様な選択肢の検討**
- ② **多様な観点からの検討**

12 具体例～ディスカッション

- みなさんが担任であれば、本件はA君、B君に対してどのように指導するか、X君の保護者に対してどのように指導の方針を伝えるか議論してみましよう。
- 似たような経験があれば共有しましよう。